

国民年金保険料 学生納付特例制度について

☎ 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付しなければなりません。しかし、学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程）、一部の海外大学の日本分校（日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程）等に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式による額以下であることが条件になります。

≪所得の目安≫ 128万円（令和2年度分以前は118万円）＋{扶養親族等の数×38万円}

令和5年度にこの制度により保険料の納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き在学予定の方は、学生納付特例申請書が送付されます。この申請書に必要事項を記入し返送することで、令和6年度の申請ができます。4月に申請書が送付されなかった場合は、福祉課の窓口又はお近くの年金事務所で申請の手続きが必要です。

▽必要書類 学生証または在学証明書、マイナンバーカード（写真付き）または運転免許証等
なお、提出にあたっては、手続きの簡素化及び迅速化が見込める電子申請をご利用ください。詳しくは日本年金機構ホームページを参照ください。

就職または退職をした時は14日以内に手続きをしましょう！ 国民健康保険・国民年金の手続きは忘れずに！

☎ 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

就職または退職をした場合は、国民健康保険と国民年金の手続きが必要になる場合があります。

▽就職したとき

国民健康保険以外の健康保険を取得された場合は、国民健康保険を喪失する手続きが必要です。国民健康保険を喪失する手続きが遅れると、国民健康保険税が課税されたままになり、社会保険料と両方を納めている状態になります。

また、国民健康保険以外の健康保険を取得された後に、国民健康保険の被保険者証を使って受診された場合、医療費を国民健康保険へ返金していただくことがありますので、ご注意ください。

▽退職したとき

職場の健康保険をやめた場合は、国民健康保険・国民年金へ加入する手続きが必要です。職場の健康保険を任意継続する場合や、家族の職場の健康保険等の被扶養者になる場合でも、国民年金への加入の手続きは必要な場合があります。

国民健康保険税・国民年金保険料は、加入する手続きをした日からではなく、職場の健康保険をやめた日までさかのぼって納めていただきますので、ご注意ください。

※手続きに必要なものについては、福祉課保険年金係へおたずねください。



“さよなら”の前に
“おかえり”を

料金・内容・品質で葬送の理想をご提案
「わが家でお葬式」 「お寺でお葬式」

寺葬
プロシフト
正直と
誠実さが
プライドです

シンプルプラン 288,000円 (税込316,800円)
ベーシックプラン 398,000円 (税込437,800円)

家事おたすけサポート
料理や掃除等の家事を、ご都合にあわせて依頼いただけます！
幅広い家事に対応
必要な時間だけ
専任スタッフで安心

空き家おたすけサポート
所有されている空き家を、毎月定期的に訪問・確認します！

天の川 0120-85-7851 天の川 自宅葬 検索 ホームページ
株式会社 天の川 〒841-0032 鳥栖市大正町789-12(佐賀銀行北)

初回価格など詳しくはWebへ
天の川 家事おたすけ 検索 LINE